

自動車リサイクル法の解体業における申請 添付書類一覧表

	添付書類	留意事項等	様式
1	①申請者（法人の場合は、すべての役員（監査役を含む）、使用人及び出資者の 住民票の写し （本籍地記載のあるものとし、外国人にあっては 外国人登録証明書 の写しとする。以下同じ。）及び 登記事項証明書 ②申請者が未成年者の場合は、法定代理人（法人の役員も含む。）の 住民票の写し 及び 登記事項証明書 ③出資者が法人の場合は、 登記簿謄本	住民票の写しは、発行日より3ヶ月以内のものとしてください。 左記①の登記事項証明書は、成人被後見人及び被補佐人に該当しない旨の証明書 使用人とは、次に掲げるものの代表者とする。 ①本店支店、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結できる権限を有する者	
2	法人（法定代理人を含む。）は、 定款（寄附行為） 及び 登記事項証明書	定款（寄附行為）は原本証明が必要です。	
3	事業計画の概要	使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、別に詳細な書類の提出が必要です。	別紙1(解体) (1~5)
4	①事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、 ②事務所、駐車場付近の地図及び見取り図 ③車検証の写し ④土地の登記簿謄本	図面は、1/100~2/100程度の縮尺で作成してください。 使用済自動車等の保管量、排水処理施設の処理能力等に係る設計計算書には、具体的な設計条件を示しながら、その計算途上を明らかにしてください。 最寄の公共施設、駅、幹線道路等を明記しながら、事務所の所在地を示してください。 使用済又は解体済自動車を運搬する車両	
5	施設の 所有権（又は使用権原）の証明書	自ら所有している場合は、契約書、領収書、販売証明書等の写し 他人の車両を借用する場合は、雇車両契約書等の写し 他人の土地を借用する場合は、その土地の契約書等の写し	
6	収支見積書		別紙1(解体) (6)
7	誓約書	法第62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面	別紙2
8	標準作業書		
9	他法令確認状況票		別紙3

(注)

- ・申請に必要な部数は**2部（提出用、控用）**ですが、控用はコピーでも結構です。
- ・申請に際しては、日時を事前に連絡してください。